

新潟市介護保険法関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月18日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第17号

新潟市介護保険法関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市介護保険法関係手数料条例施行規則（平成23年新潟市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（居宅サービス事業等の一体的運営）」に改める。

本則に次の1条を加える。

（地域密着型サービス事業等の一体的運営）

第3条 条例別表3の項第2号の規則で定める同一の事業所における地域密着型サービス事業と地域密着型介護予防サービス事業との一体的な運営は、同一の事業所における、次の表の左欄に掲げる地域密着型サービスを行う事業とこれに対応する同表の右欄に掲げる地域密着型介護予防サービスを行う事業との一体的な運営とする。

地域密着型サービス	地域密着型介護予防サービス
認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護
小規模多機能型居宅介護	介護予防小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。